

松浦市難視聴共聴組合支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、山間地等地形的条件によりテレビ放送の視聴が困難である市内の地域（以下「難視聴地域」という。）においてテレビ放送を共同で受信するために共聴組合が設置した共聴施設を当該共聴組合が設備の修繕及び改修又はテレビ視聴手段の転換に伴う共聴施設の撤去を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内において松浦市難視聴共聴組合支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共聴組合 難視聴地域においてテレビ放送の難視聴解消を目的として、共同で受信施設を設置する2世帯以上からなる団体をいう。ただし、既に設立済みの共聴組合が加入世帯数の減少により1世帯となった場合は、1世帯であっても共聴組合とみなす。
- (2) 自主共聴施設 共聴組合が、総務大臣へ有線電気通信法（昭和28年法律第96号）又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）の規定による届出を行い、自主的にテレビ放送受信施設を設置している共聴施設をいう。
- (3) NHK共聴施設 共聴組合が、総務大臣へ有線電気通信法又は有線テレビジョン放送法の規定による届出を行い、日本放送協会と共同でテレビ放送受信施設を設置している共聴施設をいう。
- (4) 共聴施設 自主共聴施設及びNHK共聴施設をいう。

(交付対象組織)

第3条 補助の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当する共聴組合とする。

- (1) 現に市内に共聴施設を所有し、管理運営を行っていること。
- (2) 共聴組合の加入者から、共聴施設の維持管理に要する費用を定期的に徴していること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、共聴施設の事故、自然災害等による設備の修繕及び共聴施設の経年による老朽化に伴う設備の改修又は新たなテレビ視聴手段への転換に伴う共聴施設の撤去を行う事業とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、組合加入者の宅内設備を更新し、又は改修する事業は、交付対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費として別表に掲げる経費の総額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合においては、同項の規定による補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を控除して得た額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額又は補助対象経費から組合加入世帯数に3万円を乗じて得た額を控除して得た額のいずれか低い額とし、100万円を限度とする。ただし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- 2 同一の共聴組合が、一の年度において、複数回の補助金の交付を受けることはできないものとする。

(再交付の制限)

第7条 補助対象経費となった共聴施設の設備に係る再度の補助金の交付は、前回の補助金交付から10年を経過するまでは行わないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、自然災害により共聴施設が損傷した場合その他市長が特別な事情があると認めた場合は、補助金を交付することができる。

(申請の時期)

第8条 規則第4条の交付申請を提出することができる時期は、事業着工前までとする。ただし、自然災害等の緊急かつやむを得ない事情により交付申請前に事業着工した場合であって、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第9条 規則第4条第4号の書類については、組合加入者名簿及び組合規約等の写しとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	内容
共聴施設の事故、自然災害等による設備の修繕及び共聴施設の経年による老朽化に伴う設備の改修又は新たなテレビ視聴手段への転換に伴う共聴施設の撤去	(1) 無線通信又はテレビジョン放送の再放送に必要な次の設備の修繕及び改修に要する経費 - ア 鉄塔 - イ 局舎 - ウ 外構施設 - エ 受電設備（電力引込み送電線を含む。） - オ 送受信アンテナ - カ 送受信機（予備送受信機を含む。） - キ 伝送用専用線 - ク ケーブル - ケ 中継増幅装置 - コ 電源設備（予備電源設備を含む。） - サ 警報装置 - シ 監視装置 - ス 制御装置 - セ 測定器 (2) 前号に掲げるもののほか、附帯設備（市長が別に定める設備をいう。）の修繕及び改修に要する経費 (3) 新たなテレビ視聴手段への転換に伴う共聴施設の撤去に要する経費 (4) 附帯工事費（共聴施設の改修に伴い発生する電柱共架料を一括して支払う場合の経費を含む。）